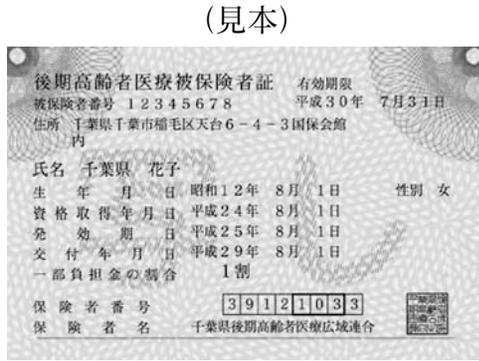


後期高齢者医療制度の 被保険者証(保険証)が切り替えに!

8月1日からご使用いただく後期高齢者医療保険の新しい被保険者証(緑色)は、7月末日までに一人一人に郵送(書留)されますので、被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し処分してください。

※8月になっても被保険者証が届かない方や記載内容に誤りがある方は、住民課国保年金班へご連絡ください。



▲緑色

医療機関で支払う 一部(窓口)負担金の割合

病院等で受診した際の一部(窓口)負担金の割合は、前年の所得に応じて1割または3割となります。

3割負担の方で、申請により医療費が1割負担になる方へ6

月に「基準収入額適用申請書」を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、7月10日(月)までに住民課国保年金班へ申請してください。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

◎手続きに必要なもの

- ・本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・印かん

限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者

I・IIに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低くなったり、入院時の食事や生活に必要な費用が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者I・IIに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

◆低所得者I・IIに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

◆認定証は申請日の月の初日から有効です。

◎手続きに必要なもの

- ・被保険者証
- ・印かん

※低所得者I

世帯全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が(年金収入は控除額を80万円として計算)0円となる方

※低所得者II

世帯全員が住民税非課税の方(低所得者I以外の方)

問 住民課国保年金班

☎(84)1214

平成29年度の 介護保険料が決定しました

平成29年度の介護保険料が決定しましたので、普通徴収に該当する方へ納入通知書を7月中旬に送付します。

保険料の納め方

特別徴収

年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

普通徴収

納入通知書に同封の納付書で、最寄りの金融機関や郵便局、役場出納室で納めてください。

口座振替

各納期限日に、口座から保険料が引き落とされます。

※災害や著しい所得の減少などの理由により、納期限までに納められない場合は福祉課介護班までご相談ください。

新たに65歳になった方

今年4月2日以降に65歳になった方は、平成29年度は年金から介護保険料が差し引かれないため、納付書により納めてください。

口座振替をお勧めします

普通徴収の方は、口座振替の利用が便利です。申込は、口座のある金融機関または郵便局に①通帳②通帳届出印を持参して手続きをしてください。

問 福祉課介護班

☎(84)1257